

- ※ 「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう
- ※ 「規則」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう

【法第8条の3第2項（公表）、第8の4（閲覧用記録簿）】

令和7年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録《楽善最終処分場》

対象期間：令和7年4月1日～令和7年4月30日

## 1、埋め立てた種類及び数量〔規則第4条の5の2第4号イ、規則第4条の7第4号イ〕

单位：t

## 2、周縁地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号ニ及びホ、規則第4条の7第4号ニ及びホ〕

採取場所：つつじ台第1水源（上流）

採取年月日			
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

採取場所：室水源（下流）

採取年月日			
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

3、放流水の水質〔規則第4条の5の2第4号ニ及びホ、規則第4条の7第4号ニ及びホ〕

採取場所：樂善埋立処分場浸出液処理施設 放流槽

採取年月日		7.4.11										
測定結果の得られた年月日		7.4.24										
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果									
水素イオン濃度	月1回	5.8~8.6	7.6									
生物化学的酸素要求量	"	60mg/l	3.0									
化学的酸素要求量	"	90mg/l	4.5									
浮遊物質量	"	60mg/l	1									
大腸菌数(日間平均)	"	800CFU/ml	0									
燐含有量(日間平均)	"	8mg/l	0.048									
窒素含有量(日間平均)	"	60mg/l	6.7									
カドミウム及びその化合物	年1回	0.03mg/l										
シアノ化合物	"	1mg/l										
有機燐化合物	"	1mg/l										
鉛及びその化合物	"	0.1mg/l										
六価クロム化合物	"	0.5mg/l										
砒素及びその化合物	"	0.1mg/l										
水銀及びリチウム水銀	"	0.005mg/l										
その他の水銀化合物												
アルキル水銀化合物	"	検出されないこと										
PCB	"	0.003mg/l										
トリクロロエチレン	"	0.1mg/l										
テトラクロロエチレン	"	0.1mg/l										
ジクロロメタン	"	0.2mg/l										
四塩化炭素	"	0.02mg/l										
1,2-ジクロロエタン	"	0.04mg/l										
1,1-ジクロロエチレン	"	1mg/l										
シス-1,2-ジクロロエチレン	"	0.4mg/l										
1,1,1-トリクロロエタン	"	3mg/l										
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.06mg/l										
1,3-ジクロロプロペン	"	0.02mg/l										
チラム	"	0.06mg/l										
シマジン	"	0.03mg/l										
チオベンカルブ	"	0.2mg/l										
ベンゼン	"	0.1mg/l										
セレン及びその化合物	"	0.1mg/l										
ふつ素及びその化合物	"	15mg/l										
ほう素及びその化合物	"	50mg/l										
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	"	200mg/l										
鉛油類含有量	"	5mg/l										
動植物油脂類含有量	"	30mg/l										
フェノール類含有量	"	5mg/l										
銅含有量	"	3mg/l										
亜鉛含有量	"	2mg/l										
溶解性鉄含有量	"	10mg/l										
1,4ジオキサン	"	10mg/l										
溶解性マンガン含有量	"	10mg/l										
クロム含有量	"	2mg/l										
措置の必要性		無										

採取年月日												
測定結果の得られた年月日												
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果									
ダイオキシン類濃度	年1回	10pg-TEQ/L										
措置の必要性												

4、施設の点検〔規則第4条の5の2第4号口、ハ、ヘ、ト及びチ、規則第4条の7第4号口、ハ、ヘ、ト及びチ〕

点検年月日		7.4.25												
点検項目		遮水工	擁壁	浸出液処理施設					浸出液処理施設					
				前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無						
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無						
点検年月日				浸出液処理施設					浸出液処理施設					
点検項目		遮水工	擁壁	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無														
措置の必要性														
点検年月日				浸出液処理施設					浸出液処理施設					
点検項目		遮水工	擁壁	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無														
措置の必要性														
点検年月日				浸出液処理施設					浸出液処理施設					
点検項目		遮水工	擁壁	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無														
措置の必要性														
点検年月日				浸出液処理施設					浸出液処理施設					
点検項目		遮水工	擁壁	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無														
措置の必要性														

5、残余の埋立容量〔規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ〕

測定年月日	測
-------	---